

## 第82号議案

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴うほか、  
所要の改正を行うものであります。

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第14条 省 略	第14条 省 略
(1) 省 略	(1) 省 略
(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。次号において同じ。）及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。第4号及び第41条において同じ。）	(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。次号において同じ。）及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。第4号及び第41条において同じ。）
(3)～(4) 省 略	(3)～(4) 省 略
2 省 略	2 省 略
付 則	
この条例は、 <u>公布の日から施行する。</u>	